

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

つながる通信 Vol 2



みなさん こんにちは

そして、各事業所のみなさま、医療機関のみなさま、現在、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響で毎日、感染対策で大変だと思います。お疲れ様です。

このような時ですが千葉市在宅医療・介護連携支援センターでは「つながる通信 Vol2」を発行させていただきました。

新型コロナウイルス（COVID-19）の影響で顔を合わせての会議や研修が延期や中止になったりしていますね。みなさんはオンラインを利用した会議や研修を開催したりしていますか？ 多職種連携会議も現在、開催基準を示して準備をすすめています。

今まで様々な研修で利用していた千葉市総合保健医療センター5階の大会議室は現在、千葉市保健所の新型コロナウイルス対策室になっています。大会議室の入り口は「立入禁止」となっています。会議室の面影はなく、まだまだ研修に利用できる状況ではありません。



※千葉市総合保健医療センターは外壁工事中です

今後も新型コロナウイルス（COVID-19）はどうか分からない状況が続いて行きそうです。もし在宅の要介護者の同居家族が新型コロナウイルスの陽性者となり、この高齢者が濃厚接触者になった場合、介護保険サービスの提供についてどうしたらいいか？という質問がありました。介護保険事業課では介護保険サービスを提供した事業所に対して支援金を支給することになりました。くわしくはホームページをご覧ください。



https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/zaitakukoureisya_sabisukeizokusien.html



相談内容について（1事例を通して）

～身寄りがない人を在宅で看取った場合の

その後の流れ、金銭管理についての相談～

訪問診療、訪問看護、ケアマネジャー等で在宅チームを組んで利用者の意思を尊重し自宅で看取りをしました。死亡診断書も医師が書いています。エンゼルケアも済ましています。役所に問い合わせをしたら、警察へ連絡してくださいと言われてしまいました。警察からはなぜエンゼルケアをしたのかといわれてしまいました。また支払いも未収の状態になっています。回収するには何年かけての裁判になると言われたそうです。この利用者は生活保護受給者ではありません、また家も持ち家の人です。

以上のような相談内容です。みなさんならどうされますか？本人の希望に寄り添い看取りをしたのに最後が未収では腑に落ちませんよね。

令和2年9月

そこで、死亡診断書を見たことがありますか？死亡診断書は右側のみです。そして必ず医師が記入します。身寄りのない人が亡くなったら、死亡診断書を誰に渡したらいいのでしょうか。左側は死亡届です。死亡届を書いて役所に提出しないと火葬許可書ができません。死亡届を書く人は誰でもいいというわけではありません。書くことができる人は法律で決まっています。親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人等、後見人、保佐人、補助人、任意後見人 です。



その他の人では死亡届を受理してもらうことができません。死亡届人は戸籍に載ります。そのために警察へと行われてしまうのです。

法務省のホームページをご参照ください
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/FAMILYREGISTER/5-4.html>

警察から役所へ死亡届が受理されたら個人の通帳など凍結されてしまいますよね。相続人が居なければお金をおろすことはできずにそのままです。一時的に行政が現金を預かったとしても、お金の支払いはできません。

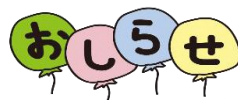
では、身寄りがいない人は自宅で亡くなることはできないのでしょうか。やはり、成年後見人制度を利用する。その他エンディングサポート事業や身元保証サービス等を利用しなければならないと思います。利用者本人はお金がかかることはしたくない…と渋ることもあると思いますが、各事業所への支払いや、住んでいた家の処分など行ってもらうのにはお金がかかるものなのです。

身元保証サービスの事業所も増えてきています。具体的にどのようなことを行ってくれるのか、事業所に頼むにはどうしたらいいのか？ 信用して大丈夫な

のか？ まだわからないことが多いですが、当センターでも様々な情報を集めていきたいと思います。

お薬手帳について

前号で紹介しました、お薬手帳が出来上がりました。千葉市薬剤師会の会員薬局・千葉市あんしんケアセンター・千葉市介護支援専門員協議会を通して配布中です。目にしたことはあるでしょうか。すでに使っている利用者さんはいますか？ぜひ、感想をお聞かせいただけたらと思っています。



現在千葉市在宅医療・介護連携支援センターは「千葉市新型コロナウイルス専用お困りごと電話相談窓口」を開設しています。この相談窓口は市民向けの相談窓口です。コロナの病気のことだけではなく仕事の解雇や給料未払いなど様々な悩みを、どこに相談したらいいのかわからない方に案内をしております。でも実際は PCR 検査をどうしたら受けられるのか等の帰国者・接触者相談センターの関係の相談が一番多いです。困った人がいるようでしたら是非ご利用ください。電話ができない方はメールでも受け付けしています。

TEL:043-245-5187

komarigoto@city.chiba.lg.jp

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市美浜区幸町 1-3-9

TEL: 043-305-5026

FAX: 043-305-5079



renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/index.html>

